

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案【原賠機構法】の概要

1. 背景

- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所（1F）事故から約6年が経過する中、福島復興・再生を一層加速していくため、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を策定し（平成28年12月20日閣議決定）、必要な対策の追加・拡充を行うこととした。
- 1Fの廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は、福島復興・再生の大前提であり、本基本指針に基づき、東京電力が廃炉の実施責任を果たしていくという原則を維持しつつ、国として、長期にわたる巨額の資金需要に対応するための制度を整備し、廃炉の実施をより確実なものとしていく必要がある。

2. 法律の概要

事故炉廃炉の確実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事故事業者）に対して、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（機構）に積み立てることを義務づける等の措置を講ずる。

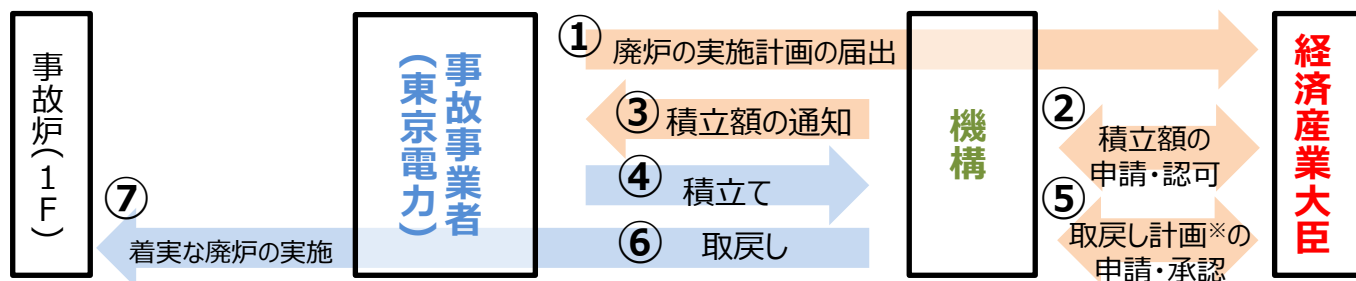
3. 措置事項の概要

(1) 積立金制度の創設

事故事業者に対して、事故炉廃炉に充てるために必要な資金を毎年度機構に積み立てる義務を課す。

積立
て
取
戻
し

- 事故事業者は、機構を経由して、経済産業大臣に廃炉の実実施計画を届け出なければならない。(①)
- その実施計画を踏まえ、機構は経済産業大臣の認可を受けて、毎年度、積立金の額を定め、事故事業者は同額を機構に積み立てなければならない。(②③④)
- 事故事業者は、廃炉の実施に必要な資金の取戻しをする際、機構と共同して取戻し計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。(⑤)
- 承認を受けた取戻し計画に基づき、事故事業者は、廃炉の実施に必要な資金の取戻しを行い、着実に廃炉を実施する。(⑥⑦)



※機構及び事故事業者の共同作成

(2) 事故事業者に対する立入検査

積立金の額の認可等にあたり必要な場合に、経済産業省又は機構の職員が事故事業者の本社や現場等へ立入検査を行うことを可能とする。